

〔サービス仕様書〕

サービス名称	型 名
プログラム・プロダクト スタートアップサービス	SV1A***G**

1. サービスの実施

乙は甲に対し、第4項記載のサービス（以下「本サービス」という）を実施します。なお、本サービスを、本サービス仕様書の他、添付スタートアップサービスの受託条件明細（以下「受託条件明細」という）記載の内容に従い実施します。

2. サービスの対象製品

本サービスの対象製品は、乙が販売するプログラム・プロダクト（型名がAで始まるもの）のうち、受託条件明細記載のものとなります。

3. サービス実施の前提条件

甲は、対象製品について、使用許諾の権限を有する者から使用許諾を受けていることを、乙に対して保証するものとします。

4. サービスの内容

(1) 構成設計

乙は、対象製品および甲が所有するハードウェア（以下「甲のハードウェア」という）から構成されるシステムの運用形態を甲からヒアリングし、甲と別途協議のうえ、対象製品の環境設定内容を決定するものとします。なお、当該決定の内容を書面化したうえで、甲乙両方で記名押印し、甲乙それぞれで1部ずつ保有するものとします。

(2) インストール

乙は、受託条件明細に定めるスケジュール等に従って、対象製品を甲のハードウェアにインストールし、前号の構成設計により決定した対象製品の環境設定内容に従い、対象製品の環境設定を行うものとします。

(3) 導入教育

乙は、対象製品に関する教育を、受託条件明細に定める教育内容、スケジュール等に従って、乙所定の教育用テキストを用いて実施するものとします。

5. サービスの終了

甲は、乙が本サービスに係る作業を終了した場合には、すみやかに対象製品および甲のハードウェアの動作確認および教育の実施を確認するものとします。なお、乙が、当該確認をもって乙所定の「実施完了報告書」を甲に提出することにより、本サービスの実施が終了したものとします。

6. 知的財産権の帰属

乙が本サービス実施の過程で甲に提供した教育用テキストその他の資料（以下「提出物件」という）の著作権は、乙に帰属するものとしますが、甲は、当該提出物件を甲の社内において、対象製品の利用に必要な範囲で自由に複製・改変して使用できるものとします。

7. その他

(1) 甲および乙は、本サービスに関する相手からの要望、指示等の受理、相手方への依頼等を行う場合、受託条件明細で定めたそれぞれの主任担当者を通じてのみ行うものとします。また、本サービスに関する契約内容および契約金額の変更等についても、それぞれの主任担当者を通じてのみ行うものとします。

(2) 甲および乙は、受託条件明細に記載する内容を追加または変更を希望する場合には、相手方にその内容を書面で通知するものとし、甲乙間で別途協議のうえで、追加または変更契約を締結するものとします。なお、乙は、当該追加または変更契約の締結完了前に、追加または変更された乙の作業に着手する義務を負わないものとします。

以 上